



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人松本成年後見センター
- 3 代表者の氏名
小平純民
- 4 主たる事務所の所在地
松本市庄内3丁目1番12号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業、成年後見制度等に関する相談事業を行い、高齢者及び障害者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるさと
- 3 代表者の氏名
黒岩伸雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市信州新町新町31番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化し、核家族化した地域に住む人達を対象に冠婚葬祭、地域おこしなどのイベントを企画実行し、お年寄りの生活を支援することによって、失われつつある地域の連帯感、伝統を継承して活力のある地域を生み、地域内商工業者の活性化、人が育つ土壌・社会形成実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人メイト
- 3 代表者の氏名
野溝道子
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市神明町一丁目2番2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、要介護者、障害者、乳幼児に対して、生活支援サービス（通所介護事業、訪問介護事業、育児支援事業）を行い、利用者の孤立感の解消や家族の負担軽減に配慮した小規模多機能の施設として、一人一人大切にサービス提供につとめ、安心して豊かに暮らせる地域福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いのちと平和の森飯綱高原
- 3 代表者の氏名
松本東
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字上ヶ屋2471番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市民、長野県民さらには全世界の人々に対して、生きた命の証として、その交代の象徴として樹を植えることにより、命と平和の大切さを訴えることを目的とする。加えてこの森造りを軸にして、都市と地域の交流事業の促進、森を活かした教育、福祉、環境問題など、健全な暮らしの活性化を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢の実
- 3 代表者の氏名
松山 博
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高柏原2830番地10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害児者に対して放課後支援等余暇支援活動と地域住民への啓発活動を行うことにより障害者福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人e-MADO 病気のこどもの総合ケアネット
- 3 代表者の氏名
小池 健一
- 4 主たる事務所の所在地
松本市旭3丁目1番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、医療施設での診療と連動して、医師や看護師、保健師、理学療法士、院内学級、養護学校教師などの関係者によりICTケアネットを構築し、①入院中のこども及び家族に対して積極的な支援によるストレス緩和、②在宅療養中のこどもの家族への助言や相談、③院内学習、在宅学習、養護学級などへの遠隔ケアやコンサルテーションなどを行うことで、QOLの向上による保健、医療、社会教育の推進及びこどもの健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人レスパイトケアはちもり
- 3 代表者の氏名
大和 章
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡朝日村大字古見山際3605番1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、知的障害児者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、生活の自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行いもって、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いのちと平和の森
- 3 代表者の氏名
吉田 京子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市庄内2丁目6番7号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、松本市民、長野県民さらには全世界の人々に対して、生きた命の証として、その交代の象徴の樹を植えることにより、命と平和の大切さを訴えることを目的とする。加えてその森を育み、自然環境を保護育成することにより、自然環境及び景観の保全・育成を図ることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州画像診断ネットワーク

3 代表者の氏名

角谷 眞澄

4 主たる事務所の所在地

安曇野市明科光796番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と地域で従事する医療関係者に対して、遠隔医用画像診断による支援やその活用に関する事業を行い、地域医療の質向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本精神療法学会

3 代表者の氏名

松本文 男

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字下小田切338番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の心悩む人々に対し、いつでも、どこでも、誰にでも、傾聴及びカウンセリングを提供することを基本とし、加えて、心の問題に関する教育、指導等を行い、よって社会の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次の証票は、紛失したので無効とします。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部 守一

証票の種類	交付年月日	交付番号	所 属	紛失年月日
徴税吏員証	平成24年4月1日	第229号	長野県総務部税務課	平成24年7月7日

税 務 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープながの稲里店・洋服の青山長野川中島店
長野市稲里町中央3-38-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

生活協同組合コープながの
長野市篠ノ井御幣川668

青山商事株式会社

広島県福山市王子町1-3-5

3 変更した事項

(1) 設置者の代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
生活協同組合コープながの	古田 好男	長野市篠ノ井御幣川668
青山商事株式会社	青山 理	広島県福山市王子町1-3-5

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
生活協同組合コープながの	上田 均	長野市篠ノ井御幣川668
青山商事株式会社	青山 理	広島県福山市王子町1-3-5

(2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
生活協同組合コープながの	古田 好男	長野市篠ノ井御幣川668
有限会社ティンカーベル	小林 勝	松本市島内3517-2
青山商事株式会社	青山 理	広島県福山市王子町1-3-5

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
生活協同組合コープながの	上田 均	長野市篠ノ井御幣川668
青山商事株式会社	青山 理	広島県福山市王子町1-3-5

- 4 変更した年月日
 平成24年6月14日 生活協同組合コープながの代表者氏名の変更
 平成24年6月21日 有限会社ティンカーベルの退店により生活協同組合コープながのの直営売場に変更
- 5 届出年月日
 平成24年7月17日
- 6 届出書の縦覧の場所
 長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
 平成24年7月26日から平成24年11月26日まで
- 8 意見書の様式
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
 長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年7月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 軽井沢・プリンスショッピングプラザ・イースト
 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 株式会社プリンスホテル
 東京都豊島区南池袋1-16-15
- 3 変更事項
 (1) 店舗面積の合計
 (変更前) 18,773平方メートル
 (変更後) 42,682平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	667台	667台
2	1,357台	1,408台
3	285台	285台
4	—	346台
5	—	569台
6	—	195台
合計	2,309台	3,470台

位置は届出書の図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	50台	50台
2	20台	20台
3	200台	130台
4	20台	20台
5	30台	100台
6	—	80台
7	—	10台
8	—	41台
9	—	90台
合計	320台	541台

位置は届出書の図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	48平方メートル	48平方メートル
2	148平方メートル	148平方メートル
3	48平方メートル	48平方メートル
4	48平方メートル	48平方メートル
5	—	120平方メートル
6	—	40平方メートル
合計	292平方メートル	452平方メートル

位置は届出書の図面のとおり

(5) 廃棄物保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	80立方メートル	39立方メートル
2	—	22立方メートル
3	—	61立方メートル
合計	80立方メートル	122立方メートル

位置は届出書の図面のとおり

(6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
変更前	午前10時	午後9時
変更後	午前9時	午後10時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時から午後10時まで	午前7時から午後11時まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2箇所	5箇所
出口	2箇所	6箇所
合計	4箇所	11箇所

位置は届出書の図面のとおり

4 変更年月日

平成24年7月14日 営業時間及び駐車場利用時間

平成26年7月1日 店舗面積及び施設の配置に関する事項

5 届出年月日

平成24年7月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年7月26日から平成24年11月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

県営埴科地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営埴科地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年7月27日から平成24年8月23日まで

3 縦覧の場所

千曲市役所、埴科郡坂城町役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月26日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度公共事業労務費調査(10月調査)業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年1月25日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け

22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に同種の業務を履行した実績を有する者であること。
 (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県建設部建設政策課技術管理室
 電話 026 (235) 7323

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成24年8月27日(月) 午前10時
 イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室

- (3) 郵送による入札の可否
 郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年8月20日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
 規則129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
 必要とします。

- (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課技術管理室

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成24年7月26日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

- 2 指定の年月日 平成24年3月30日
 3 指定道路の位置 主要地方道伊那・生田・飯田線
 起点 上伊那郡飯島町田切1221-2
 終点 上伊那郡飯島町田切2624-2
 4 指定道路の延長 1,000.00メートル
 5 指定道路の幅員 10.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年7月26日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1 (1) 指定番号 上伊那第534号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成24年4月27日
 (4) 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字中川原4297-6
 (5) 指定道路の延長 30.26メートル
 (6) 指定道路の幅員 4.01メートル
 2 (1) 指定番号 上伊那第535号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成24年5月31日
 (4) 指定道路の位置 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字沢10742-14
 (5) 指定道路の延長 52.80メートル
 (6) 指定道路の幅員 6.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年7月26日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

- 1 (1) 指定番号 松本第282号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成24年4月2日
 (4) 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛163-1
 (5) 指定道路の延長 59.59メートル
 (6) 指定道路の幅員 4.88メートル
 2 (1) 指定番号 松本第283号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成24年5月22日
 (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高5167-8、5167-17、5168-15、5168-17
 (5) 指定道路の延長 28.53メートル

(6) 指定道路の幅員 5.78メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年7月26日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 指定番号 長野第824号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月11日
- 4 指定道路の位置 千曲市大字寂蒔字土腐尻543-2、552-2、553-2の一部
- 5 指定道路の延長 90.72メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年7月26日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

- 1 指定番号 北信第156号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年6月4日
- 4 指定道路の位置 中野市大字小田中字村西224-6、224-8、225-9
- 5 指定道路の延長 44.67メートル
- 6 指定道路の幅員 6.02メートル

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年7月26日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1 許可番号 平成24年7月6日
長野県上伊那地方事務所指令24上伊地建第15-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡宮田村4437、4438、4439
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡宮田村98
宮田村土地開発公社 理事長 小田切 康彦

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年7月26日

長野県北安曇地方事務所長 長澤一男

- 1 許可番号 平成24年5月7日
長野県北安曇地方事務所指令24北安地商第29-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡池田町大字池田2409-5、2409-6、2413-1、2413-3、2416-1、2416-2、2418-1、2419-10、2420-1、2420-4、2445-2、2445-3、2445-5、4907
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡池田町大字池田3203-6
池田町長 勝山隆之

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年7月26日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 許可番号 平成24年5月21日
長野県指令24建指第28-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字地藏原4301-16
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字日滝4301-11 柳沢秀夫
須坂市墨坂2-8-34 柳沢将典、柳沢暁世

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月26日

長野県佐久建設事務所長 中山茂

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
ダムの多重無線設備点検業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期限
契約締結の日から平成24年11月30日まで
 - (4) 履行場所
南佐久郡佐久穂町 古谷ダム
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事